

質問に対する回答書

公募名：令和7年度 那覇市介護保険施設整備候補者公募

No	質問事項	回答内容	質問日
1	過去3年間（令和4年～令和6年度）の法人の貸借対照表及び収支計算書、その他法人の財務状況の対象年度について、当法人の会計年度が9月～10月となるため、令和3年から令和5年度でもよいですか。また、同様な事例についても同様に対応してよいですか。	可	8/22
2	既存のフロアを使用し改築するので、その見積書でよいですか。 （現在の老健施設(5F)の下層階(4F)を使用する）	可	8/22
3	基本的に増床の許可が出た時点で職員の雇用を始めるが、職員配置計画は増床後の職員総数ですか。または増床の増員人数計画が良いですか。	職員配置計画は増床後の職員総数とする	8/22
4	資金計画書の科目は、記載されているものではなく、それを踏まえ当方の科目で作成してよいですか？	不可	8/22
5	プレゼンテーションに進んだ際に、当方の参加は、何人まで参加可能ですか。	3人までとする	8/22
6	今回の公募について、当法人の計画は、既存の敷地内で、既存の施設並びに設備を使用する「増床」で、新たな施設建設や設備設置を要する大規模な整備ものではありません。 また、工事等を要するものではないため、近隣の通行規制や工事騒音なども生じないものです。既存の施設・設備を活用し、工事等が不要な、通常の事業運営の範囲内で整備できるものです。 その場合も、近隣住民・自治会への説明、同意等が必要になるのでしょうか。	必要	8/22
7	今回の公募にあたり、応募を予定しているのが介護老人保健施設の整備だが、元の医療法人Aが医療法人Bに吸収合併され、それに伴い新たに施設開設許可の認可を受けて、新規開設扱いになっている経緯がある。 この場合、過去3年の財務状況が分かる書類、事業報告書、法人監査等に関する書類について、医療法人Bのみの書類でよいか。	吸収合併後の法人の書類のみでよい	8/22
8	「那覇市介護サービス事業者等整備候補者選定評価項目及び着眼点、配点一覧表」別表1の4-(11)の「評価の着眼点」の「外部機関による相談体制が、事業所内に確保されている」とは、外部機関の機関名や連絡先等が記載されたものが運営規程や利用契約書等の明示、あるいは施設内に掲示されていることでよいのか。どういう状況を指すのか。ご教示ください。	「利用者や家族等からの苦情や要望に対して、誠意を尽くした対応が図られているか。」に必ず事業所なりの相談体制の確保の取り組みを記載すること	8/22